

平成 29 年 5 月 吉日

試験ご依頼者様各位

一般財団法人
ニッセンケン品質評価センター

家庭用品品質表示法の改正に伴う新たな指定分類用語への対応につきまして

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当財団の試験・検査・コンサルティングサービス等をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、本年 4 月 1 日の家庭用品品質表示法施行規則の一部改正 及び 繊維製品、雑貨工業品などの各品質表示規程の改正に伴い、当財団も改正内容に準じた用語での証明書の発行を行います。

つきましては6 月 1 日以降のご依頼受付分に関しては、改正内容に準じた試験結果をご報告させていただきます。

ご理解 ご協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

敬具

※なお、結果ご報告の際に旧用語をご要望の際はご依頼時にご相談ください。ご対応いたします。

変更内容

繊維の由来がわかるよう「植物繊維」、「動物繊維」等、消費者がよりイメージしやすい言葉を用いて表示するなど用語の整理を行う。

新たな指定分類用語は「植物繊維」「動物繊維」「再生繊維」「半合成繊維」「合成繊維」「無機繊維」「分類外繊維」「羽毛」「複合繊維」の 9 種。

《一例》

旧

指定外繊維（紙）
指定外繊維（リヨセル）



改正

分類外繊維（紙）
再生繊維（リヨセル）

本件に関するお問合せ先

業務本部 Tel. 03-3861-2341 Mail. gyomu@nissenken.or.jp